

一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業度	・	・	法人名
-----	---	---	-----

別表十一(二)

令五  
四  
一  
以後終了事業年度分

当期繰入額	1	円	前3年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度)の(2)の合計額	9	円
期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額(23の計)	2	円	(9) 前3年内事業年度における事業年度の数	10	
貸倒実績率(16)	3	円	前で3ある年以内場合に年は度当へ該設事立業事年度年一度の	11	
実質的に債権とみられないものの額を控除した期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額(25の計)	4	円	売掛債権等の貸倒れによる損失の額の合計額	12	
法定の繰入率	5	1,000	別表十一(一)「19の計」の合計額	13	
繰入限度額((2)×(3))又は((4)×(5))	6	円	別表十一(一)「24の計」の合計額	14	
公益法人等・協同組合等の繰入限度額(6)× $\frac{102}{100}$	7	円	貸倒れによる損失の額等の合計額(11)+(12)-(13)	15	
繰入限度超過額(1)-(6)又は(7))	8	円	(14)× 前3年内事業年度における事業年度の月数の合計	16	
<b>一括評価金銭債権の明細</b>					

勘定科目	期末残高	売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額	(17)のうち税務上貸倒れがあったものとみなされる額及び売掛債権等に該当しないものの額	個別評価の対象となった売掛債権等の額及び非適格合併等により合併法人等に移転する売掛債権等の額	法第52条第1項第3号に該当する法人の令第96条第9項各号の金銭債権以外の金銭債権の額	完全支配関係がある他の法人に対する売掛債権等の額	期末一括評価金銭債権の額(17)+(18)-(19)-(20)-(21)-(22)	実質的に債権とみられないものの額	差引期末一括評価金銭債権の額(23)-(24)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計									

基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	26	円	債権からの控除割合 (27) (26) (小数点以下3位未満切捨て)	28	円
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	27	円	実質的に債権とみられないものの額 (23の計)×(28)	29	円